

狹山事件・石川一雄さんの無実を訴えています えん罪53年～いまこそ再審開始を！

無実を示す新事実！証拠の万年筆は被害者のものではなかった！ねつ造は明らか！

東京高裁は鑑定人の尋問をおこない、再審開始を！検察官は証拠の開示を！

半世紀以上も無実を叫びつづけている人がいます。石川一雄さん（77歳）です。1963年5月1日に埼玉県狹山市でおきた女子高校生殺害事件、いわゆる狹山事件で犯人とされた石川さんは、無実を訴え続け、再審（裁判のやり直し）を求めていました。石川さんは31年7ヶ月もの獄中生活を余儀なくされ、仮出獄後もえん罪を訴え、弁護団とともに3回目の再審請求を東京高裁に申し立てています。

この間、足利事件、布川事件で、検察庁が隠し持っていた証拠の開示によって無実の証拠が発見され、再審で無罪となりました。袴田事件でも証拠開示で明らかになった新事実によって再審開始決定が出されました。

狹山事件でも第3次再審で逮捕 당시에石川さんが書いた上申書や取り調べ録音テープが開示され、筆跡の違いや自白のウソなどをつきつけて無実の新証拠が発見されています。先日も有罪証拠の万年筆が被害者のものではなかったことが、インクの科学的な鑑定で明らかになりました。しかし、狹山事件では事実調べが42年もおこなわれず、鑑定人尋問もされていません。まだまだ多くの証拠が検察庁には眠っています。

このような不正が放置されることはありません。私たち市民一人一人に関わることです。
検察はすべての証拠を開示し、東京高裁は一日も早く、公正な裁判をやりなおすべきです。
世論を高めるため、みなさまの、ご支援をよろしくお願ひします。

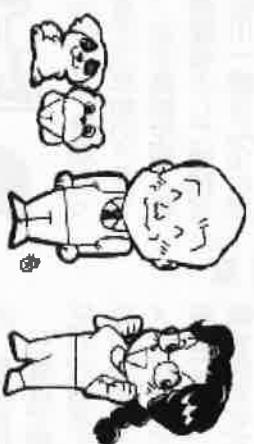


イラスト 石坂雪

■狭山事件、弁護団が「新証拠」

1963年に埼玉県狭山市で女子高生（当時16）が殺害された「狭山事件」で、無期懲役が確定して服役し、仮釈放された石川一雄さん（77）の第3次再審請求の3者協議が29日、東京高裁であった。終了後に弁護団は、石川さん宅から見つかった万年筆が「被害者のものではない」とする新証拠を東京高裁に提出したことを明らかにした。

確定判決で万年筆は、石川さんの自白に基づいて発見されたと認められた。弁護側はこの万年筆のインクが被害者が使っていたものとは違うと主張。だが過去2回の再審請求では、友人のインクを補充した可能性があるなどとして、「万年筆は被害者のもの」とした確定判決が維持された。

弁護側は今回、違うインクを補充した場合でも、元のインクの痕跡が残るとして専門家の検証実験結果を提出。過去の警察の鑑定では、違うインクが入っていたとする結果が出たが、元のインクが残っていることを示す特徴が出ていなかったという。弁護団は「インクを補充した可能性が否定され、万年筆が被害者のものではないことが明らかになった」としている。

狭山市で1963年に女子高校生が殺害された「狭山事件」の第3次再審請求で、石川一雄さん（77）＝無期懲役確定、仮釈放＝の弁護団は29日、石川さんの自宅で見つかった万年筆が「被害者のものではない」と改めて主張する意見書を、専門家の鑑定書とともに東京高裁に提出したと明らかにした。

弁護団によると、確定判決は、石川さんの供述通りに万年筆が見つかったことなどを「秘密の暴露」と認定し、有罪の根拠の一つとしていた。弁護団は第1、2次再審請求でも万年筆が被害者のものでないと主張。裁判所はインクについて被害者が使ってい

たものと違つと認めたが「別のインクを補充した可能性がある」と退けていた。今回提出した専門家の鑑定書では、万年筆に別のインクを補充した場合、元のインクが微量でも残っているはずなのに、警察の事件当時の鑑定では検出されていない」と指摘している。

狭山事件弁護団が意見書

「被害者の万年筆でない」

新証拠提出
狭山事件で
殺害された「狭山事件」
で無期懲役が確定した
石川一雄さん（77）＝仮
釈放中＝の第3次再審
請求で、弁護側は29日、
事件後に石川さんの自
宅から見つかった万年
筆に関する鑑定結果を
東京高裁に新証拠とし
て提出したことを明ら
かにした。

万年筆は被害者の持
ち物と認定され、有罪
判決を支える重要な証
拠になつた。弁護側は
この万年筆に入つてい
たのと同種のインクな
どを用いた実験を実
施。その結果を基に、
被害者が事件当日に書
いた文字と石川さん宅
の万年筆のインク成分
が異なり、インクが入
れ替わった可能性も
ないとして、「万年筆
は被害者ではなく別人
の物だった。再審を直
ちに開始すべきだ」と
主張している。

【近松仁太郎】

2016年(平成28年)9月6日(火曜日)

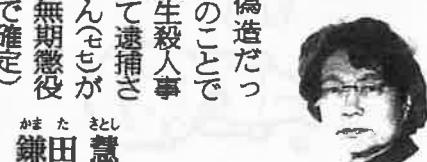
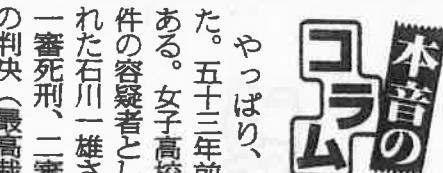
東京

万年筆は被害者の持
ち物と認定され、有罪
判決を支える重要な証
拠になつた。弁護側は
この万年筆に入つてい
たのと同種のインクな
どを用いた実験を実
施。その結果を基に、
被害者が事件当日に書
いた文字と石川さん宅
の万年筆のインク成分
が異なり、インクが入
れ替わった可能性も
ないとして、「万年筆
は被害者ではなく別人
の物だった。再審を直
ちに開始すべきだ」と
主張している。

インクの証明

東京高裁へ提出した。被
害者のNさんが所持して
いた万年筆は、石川さん宅
の勝手口かもいの上で、二度目の家宅捜索で発見された。だれでも気がつくかもいの上に、

（ルポライター）



鎌田 智

二ヶ月近く置かれていて、十数人の捜査官が二度にわたって捜索してなお、発見されなかつた。三度目で発見したときお、発見されなかつた。やつぱり、偽造だつた。五十三年前のことである。女子高校生殺人事件の容疑者として逮捕された石川一雄さん（77）が一審死刑、二審無期懲役の判決（最高裁で確定）を受け、三十一年半も拘禁された「狭山事件」の重要証拠の万年筆は被害者のものではなかつた。やり直し裁判を求めている弁護団は先月下旬、万年筆に被害者のインクは入つていなかつたとすると、鑑定書を新証拠として東京高裁へ提出した。

被害者のNさんが所持していた万年筆は、石川さん宅の勝手口かもいの上で、二度目の家宅捜索で発見された。だれでも気がつくかもいの上に、

（ルポライター）